

国内でのものづくり継続等のための 中小企業等への支援について

【担当省庁】経済産業省、中小企業庁、資源エネルギー庁

国内のものづくり産業は、円高や原油をはじめとする資源高騰、電力需給の逼迫などにより経営体力が損なわれ、産業の空洞化や雇用の減少を招いており、我が国の国力低下が懸念されています。

については、産業空洞化を防止するとともに、地域の中小企業が継続してものづくり等に取り組むことができるよう、以下の検討をお願いいたします。

京都府からの提案

1 地域の実情を踏まえた中小企業支援の取組強化

○ 地域のブランド力を活かした中小企業の海外市場開拓の支援

京都企業の海外展開を支援するため、京都では統一ロゴマーク「Kyoto Japan」を定めるなど取組を進めており、このような取組について、海外における商標登録や海外でのPRのための助成制度を創設していただきたい。

○ 中小企業の経営力強化

京都府では、京都市とともに商工会、商工会議所等との連携の下、「中小企業応援隊」を結成し、オール京都体制で中小企業の伴走支援を実施している。

現在審議中の中小企業経営力強化支援法により新たな中小企業支援の仕組みとして「認定経営革新等支援機関」制度が創設されようとしているが、本制度の実施に当たっては、地方に権限を委譲するなど、上記「中小企業応援隊」など地域の先行する中小企業支援の取組と一体的な運用が可能なものにしていただきたい。

※ 京都府では、「中小企業応援隊」として、商工会・商工会議所等の経営支援員など 265 名を横断的に組織。企業を訪問し、伴走型支援を行っている。

2 企業の国内立地促進事業の更なる展開

企業のリスク分散等、大震災を契機とした課題への対応や広く成長分野等への投資を促進するため、国における立地促進支援事業を今後も継続するとともに、次のとおり支援策の充実・強化を図っていただきたい。

- 日本政策金融公庫による低利融資制度における融資利率の引下げ等**企業立地促進法における優遇策の充実**

*平成 19 年～平成 22 年の間は、－0.4 %の金利引下げ措置あり

- 国内立地補助事業について、**対象業種をグリーンイノベーション等だけでなく、食品関連産業など内需向けで、地域の雇用創出が期待される産業に拡大するなど更なる拡充**

- **不動産取得税及び固定資産税減免等のための地方交付税措置**

3 中小企業金融対策の強化

- 平成 25 年 3 月末が最終期限とされている中小企業金融円滑化法終了後においても、中小企業の資金繰りに支障が生じないように、引き続き**セーフティーネット対策に万全を期していただきたい。**

- とりわけ、現在、原則全業種（82 業種）とされているセーフティーネット保証 5 号の対象業種を平成 24 年 10 月以降に見直す際には、地域の実情や中小企業の状況に十分配慮し、きめ細かく指定していただきたい。

4 電力需給に対応した中小企業の操業安定に向けた支援

- 中小企業等の生産活動に対する影響を回避しつつ、電力需要の抑制を図るため、**企業の積極的な節電対策に対して奨励金等のインセンティブを付与する制度を創設**していただきたい。

- 節電手段が限られる中小企業に対して、省エネルギー設備の導入など**生産体制を見直す場合の助成制度を小規模な施設整備等に拡充**していただきたい。

京都府の現状・課題等

◆ブランド力を活かし、海外市場開拓を図る京都府の施策

伝統産業から先端産業まで、京都産業を担う中小企業の育成を強力に推進するためオール京都により設立された「京都産業育成コンソーシアム」において、京都製品の統一ロゴを制定し、海外販路開拓に取り組もうとする企業をサポート。海外展示会での発信等を含めたトータルパッケージとして支援し、「Made in Kyoto」の販路拡大を促進。



◆中小企業応援隊の取組状況

①構成団体

商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び公益財団法人京都産業 21 の経営支援員など 265 名

②活動実績

平成 23 年度		訪 問 業 種 内 訳					
訪問件数	うち実企業数	製造業	建設業	小売業	卸売業	サービス業	その他
41,115 件	19,207 件	22.4 %	12.5 %	30.2 %	5.2 %	23.8 %	5.9 %

◆京都府の誘致実績

京都府工場立地動向調査（平成 14 年度～平成 23 年度の立地件数の推移）

	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23
立地 件数	11 件	36 件	37 件	38 件	33 件	36 件	24 件	12 件	11 件	23 件
面積 (ha)	8.8	32.7	21.5	32.5	18.4	38.7	23.8	8.8	7.1	24.4

※ 23 年度の対前年比 立地件数 209.1 %
面積 343.7 %

◆中小企業金融対策について

「セーフティネット保証」を活用した融資制度（あんしん借換融資）

	件 数	金 額	備 考
平成 19 年度	2,076 件	61,753 百万円	平成 15 年 1 月創設
平成 20 年度	13,596 件	381,197 百万円	
平成 21 年度	13,694 件	327,681 百万円	
平成 22 年度	11,275 件	316,017 百万円	
平成 23 年度	4,788 件	116,268 百万円	

※「緊急保証」を活用した不況対策緊急融資分を含む。

◆省エネルギー型設備機器の導入促進

制度名：「京都府中小企業節電対策緊急支援事業」「京都府中小企業エコ設備投資支援事業」

平成 23 年度決定	
件 数	211 件
金 額	112,840 千円

【京都府の担当部局】

商工労働観光部 商業・経営支援課 075-414-4822
ものづくり振興課 075-414-5103
産業立地課 075-414-4848

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(中小企業経営力強化支援法案)の概要

※改正対象は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

背景

- 中小企業の経営課題は、多様化・複雑化。財務及び会計等の専門的知識を有する者(既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等)による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっている。
- また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達に困難など、資金面での問題が生じている。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

法案の概要

- 中小企業の経営力の強化を図るため、① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、② ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

※ 中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言を行う者を認定。

措置事項の概要

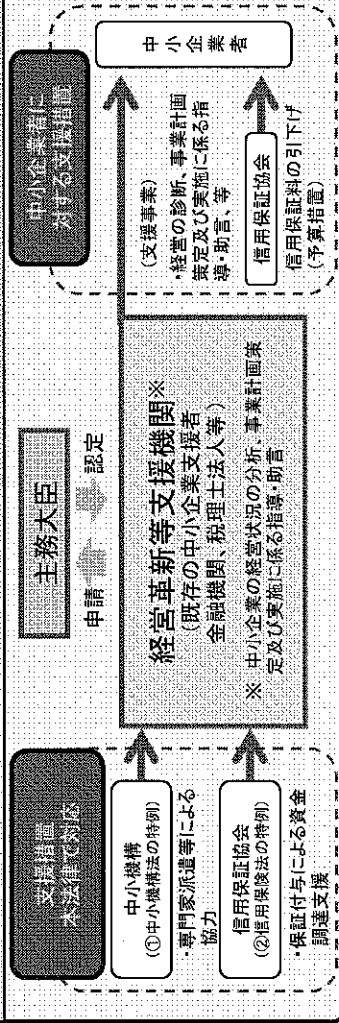
- 1. 支援事業の担い手の多様化・活性化**
 - (1) 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
 - (2) 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。
 - (3) これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる。

2. 海外展開に伴う資金調達支援

- 承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。
- (1) 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する。
 - (2) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。国内事業基盤の維持に配慮する。

3. 経営基盤強化計画の廃止

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化



2. 海外展開に伴う資金調達支援

